

・対象者 令和6年4月1日以降に与謝野町が販売する分譲宅地を購入して住宅を新築された方

·対象地 日吉ケ丘団地9区画·寺田団地1区画·福井小井根団地3区画

・対象経費 住宅新築に要する経費

·補助金額 上限 310 万円

【基本額 200万円 + 町内に本店・支店を置く事業者で新築される方は 20 万円増額。子育て世帯の方は 最大 80 万円増額。移住促進特別区に新築される方は 10 万円増額!】

※子育て世帯の補助額は子どもの人数で加算額が変動します。

所得要件等の条件はありませんので、町内外を問わず住宅新築を検討されている方に幅広く活用いた だける制度です。

○手続の流れ⇒建築工事完了後 1 年以内に補助金交付申請書を町に提出⇒町から補助金決定の通知書を発行⇒補助金交付

まずは気軽にご相談ください。





子育て

各地域に子育て支援センターを設置 しているほか、子育てに関する支援 事業や教室等も充実しています。

仕事

町内で新たに商工業を開業される場合、経費の一部を補助する創業等支援事業があります。



お問い合わせ 与謝野町建設課管理係 (本庁舎 2 階) 〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1798 番地 1 TEL0772-43-9014 (建設課直通)